

議事の経過

開会 午前10時

○徳久研二議長 議員各位には、御多用のところ御参集くださいます。深く感謝いたします。

ただいまから、令和6年第1回安芸市議会臨時会を開会いたします。開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○横山幾夫市長 令和6年第1回安芸市議会臨時会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には御多用のところ、御出席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

本日、新庁舎におきまして最初の議会でございます。木の温かみを感じられるこの新議場において、御挨拶させていただきますことに感慨もひとしおであります。

初めに、このたびの能登半島地震におきまして犠牲となられた方々に御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。現在、災害復旧に当たられております関係の皆様のお尽力に、深く敬意を表します。被災地への支援につきましては、市役所内に災害義援金募金箱を設置し、義援金を募集しております。また、被災地からの具体的な応援要請があり次第、必要な支援を行ってまいります。

南海トラフ地震のリスクがある本県でも、備えはできているか改めて確認するとともに、公共施設をはじめ、家屋の耐震化、家具の固定などが急がれるところであり、地震津波対策を一層加速化していかなければならないと痛感しております。

さて、今月10日、東京丸の内の明治安田ビレッジ丸の内にて安芸市をはじめとする、県東部の特産品を集めた物産展が開かれました。この物産展は、三菱グループ企業の一つ、明治安田生命や三菱の創業者、岩崎彌太郎のふるさと安芸市の魅力を発信しよう、初めて企画していただいたものでございます。午前11時のオープンとともに多くの方が訪れ、買い物を楽しんでいただきました。今後もこうした取組を通じまして、安芸市を広くPRするとともに、三菱グループとのさらなる連携強化に向け取り組んでまいります。

今臨時会に提案しました案件は、専決処分の報告2件、条例案件1件、予算案件1件でございます。条例案件につきましては、安芸市手数料徴収条例の一部改正に関するものであります。後刻、副市長並びに担当課長から提案理由の御説明を申し上げますので、御審議のうえ適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○徳久研二議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、事務局長から諸般の報告をいたします。

事務局長。

○島崎留美事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、全員出席であります。

以上で諸般の報告を終わります。

○徳久研二議長　これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において藤田伸也議員及び山下正浩議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、会期日程案のとおり本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長　御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会は会期日程案のとおり本日1日と決定いたしました。

日程第3、報告第1号「専決処分の報告について」及び報告第2号「専決処分の報告について」の2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております、これら2件について報告を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長　報告第1号から報告第2号までの「専決処分の報告について」につきましても、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきましても、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

まず、報告第1号につきましても、令和5年11月3日に市道大磯線において発生しました、落石による自動車物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償額は10万4,720円で、損害賠償の相手方は議案書に記載しておりますのでお目直しをお願いいたします。

この事故は同日、午後4時10分頃、相手方がユズの収穫作業を終え、同市道の起点から約7.4キロメートルの地点を上流から下流に走行していたところ、防護フェンスのない山側から落石があり、相手方が所有する軽四乗用車の屋根を直撃し、損傷させたものでございます。

相手方に瑕疵はなく、市側100%の過失割合で、相手方及び保険会社との協議が整ったことから、速やかに損害賠償を行うため、専決処分したものでございます。

なお、損害賠償額の全額に道路保険が適用されることとなっておりますが、当該路線は山肌が露出している箇所が多く、今後におきましては道路パトロール等の強化に努めてまいります。

次に報告第2号につきましても、令和5年11月8日に安芸市川北甲5453番地7敷地内において発生しました、公用車による物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償額は5万7,200円で、損害賠償の相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午後2時5分頃、環境課会計年度任用職員がごみの戸別収集のため、市道八幡4号線で公用車の2トンダンプトラックを方向転換させようと切り返しを行っていたところ、運転操作を誤り、相手方が安芸市川北甲5453番地7敷地内に設置しているコンクリート塀に接触、損傷させたものでございます。

相手方に瑕疵はなく、市側100%の過失割合で、相手方及び保険会社との協議が整ったことから、速やかに損害賠償を行うため、専決処分したものでございます。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

誠に申し訳ございませんでした。

以上、専決処分の報告といたします。

○徳久研二議長 日程第4、議案第1号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第2号「令和5年度安芸市一般会計補正予算（第6号）」の2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら2件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令の公布により、令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村窓口での戸籍謄本等の広域交付、行政手続のオンライン化を進めるための戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行、電子化された戸籍届書等情報の証明及び閲覧が可能になることから、これらの事務に係る手数料を定めるものでございます。

以上で提案しました案件の説明とします。予算案件につきましては、担当課長から説明を申し上げます。御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○徳久研二議長 企画調整課長。

○大野 崇企画調整課長 議案第2号「令和5年度安芸市一般会計補正予算（第6号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出補正予算の規模は、7,601万8,000円の追加でございます。

今回の補正は、政府が12月22日に閣議決定した原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費により計上された、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする低所得者世帯を対象とした物価高に対応するための給付金を計上いたしております。

2ページをお開きください。

歳入の補正につきましては、全額国庫補助金を計上しております。

6ページをお開きください。

歳出の補正につきましては、3款、民生費、1項1目、社会福祉総務費で、主に18節、補助金として、物価高騰対応重点支援給付金を計上しております。令和5年度の住民税非課税世帯に対しましては、これまで6月議会での補正予算により1世帯当たり3万円、12月議会での補正予算により1世帯当たり7万円、合わせて10万円の給付金を計上し、対応してきているところでございます。このたびの補正では、住民税の均等割のみの課税世帯に対しましても、同水準の10万円を給付する予算を計上するものでございます。これに加えまして、住民税非課税世帯、それと住民税均等割のみ課税世帯ともに、世帯内で扶養されている18歳以下の子供に対して1人当たり5万円を加算し、給付いたします。

このほか、これらに対応するためのシステム改修委託料や通信運搬費、職員の時間外手当等の事務費につきましても、併せて計上いたしております。

補正案件の説明は以上でございます。御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○徳久研二議長　これより、これら2件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

4番　宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員）　この案件につきまして、質問いたします。

と、これは低所得者に対し、支援金というのかな、10万円を支援するという事なんです。その前に住民税非課税世帯に10万円を支援するというので、今のところ3万円が支援済みになっと思えます。あとの7万円がいつ頃支給されるのでしょうか。年末に支給して欲しいということで心待ちにしておる住民がいっぱいおったんですが、いまだに支給されておりません。いつ頃支給になるのでしょうか。

それと、先ほどの低所得者世帯に10万円という、今回の補正の予算なんです。これはすると18歳以下の子供に対する支援というのは、これは今日ここで採決、承認された場合に、いつ頃支給されるようになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○徳久研二議長　宇田議員、質問席へ。

総務課長。

○国藤実成総務課長　4番、宇田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、御質問のうち1点目の所得税の非課税世帯に対する、12月補正で計上いたしました7万円の支給の時期でございますが、現在、対象者に2月下旬に通知をいたしまして、振り込みにつきましては国のルールで、対象者が支給を望まない断る方がおられますので、支給対象であることの通知から2週間、もらわないという選択をする期間を設けるというルールになっておりまして、2月下旬に通知をいたしまして対象者全員に、3月の中旬をめどに辞退をされない方につきましては、プッシュ型で口座へ振り込むという予定をしております。

それから2点目の御質問で、所得税で均等割のみ課税世帯への10万円と、それから所得税

の非課税世帯と均等割のみ課税世帯で扶養されております18歳以下の子供さん1人につき5万円の加算の給付につきましては、給付をするためのシステムの改修をする必要がございます。現時点では、システム改修が3月下旬になる予定でございます。まだいつ支給というめどは立っておりませんが、基本的には、令和6年度に繰越しをいたしました上で、新年度のできるだけ早い時期に給付をしたいというふうに考えております。

なお、このシステム改修につきましては、南国・香南・香美・安芸・室戸の近隣5市が同一のベンダーにシステム改修を発注をしております。基本的に安芸市を含む5市につきましては、支給の時期がいずれも同様の時期になるものと考えております。以上です。

○徳久研二議長 4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 分かりました。

ただ、この臨時会の在り方についてですね、提案を令和5年度安芸市一般会計補正予算、今説明を企画に受けましたけども。実際はこの事務費が、ここに計上されておる事務費。これは、その支給にあたって事務費が何%。私も聞きましたところ、1世帯当たり2,500円だそうです。そういうこととか、ほで先ほど言った、いつ頃支給されるということ、それが市民が本当は知りたいところながです。だから、それを議員に知らしめて欲しい。私は分かりませんでした。個別に聞きに行ったら私は分かったですけど、他の議員はそういったことが分からなかったと思いますよ。

だから、もっと提案するときには丁寧に。せつかく、市民にこういった支援をするわけなんですから、国からお金をもろうて。だから、それは僕らにとっては市民に喜ばしいこととして、こういう支援がありますよと言うてあげたいところながです。

だから、それをもっと丁寧にですね、議員に分かるように説明していただきたい。18歳以下の子供に1人5万円。

これは、住民非課税世帯の分も繰り上がって支援するとか、それともまだこれはもう一つここには関係ないことやと思います。こういった低所得者支援に外れた対象外の人に対しては定額減税ということがあるとか、そういったことをですね、もうちょっと、議会で共有する、知識としてですね、議員がみんな持つておくべきやと思います。そうしたら、市民に説明ができる。

だから、そのあとの7万円。これが、いつ出るかというのはもう年末あたりに何回も私は聞かされました。

昨日聞きに行ったら、ようやく3月中旬ということが分かりました。

こういった業務をもうちょっとその意思の疎通を図ってですね、執行部と議員が、こういった特にえい事についてはですね、市民に早く知らせるような方法をとっていただきたい。以上です。

○徳久研二議長 宇田議員答弁を、必要ですか。

○4番（宇田卓志議員） 答弁は結構です。

○徳久研二議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長 ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら2件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長 御異議なしと認めます。よって、これら2件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより議案第1号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号「令和5年度安芸市一般会計補正予算（第6号）」を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○横山幾夫市長 令和6年第1回安芸市議会臨時会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、提案いたしました案件につきまして御審議いただき、御決定を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

統合中学校の建設工事につきましては、12月末現在の進捗率は98.7%でございますが、12月議会で申し上げましたとおり、外構工事に遅れが生じ、開校には影響はないですが、工期を1月末から2月20日まで延長することとなりましたので御報告いたします。

寒い日がまだまだ続きますが、議員の皆様におかれましては、どうか健康管理に十分留意されまして、市政発展のためにますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

○徳久研二議長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期臨時会は、庁舎移転後初の本会議で会期1日間でありましたが、適切な結論を得まし

て日程が終了できますことを厚く御礼申し上げます。議員並びに理事者各位におかれましては、御自愛の上、御活躍されますようお願いいたしまして、閉会の御挨拶といたします。

これをもって、令和6年第1回安芸市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時25分